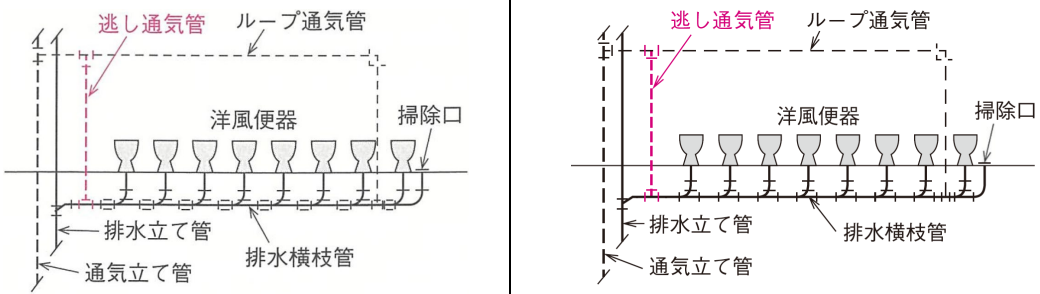
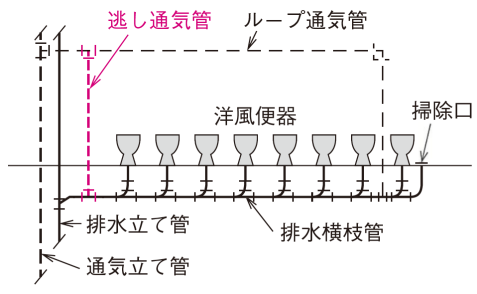


■第2刷正誤表

頁	該当箇所	正誤内容	
		誤	正
8	表1・3 一酸化炭素の 含有率	0.001% (10 ppm) 以下	0.0006% (6 ppm) 以下
	表1・3 温 度	17～28℃	18～28℃
23	問題①(1)	流体は，気体に比べて――	液体は，気体に比べて――
46	13 行目	圧縮は大である．	圧縮強度は大である．
61	12 行目	$V = \frac{3\,600q_S}{C_p \cdot \rho \cdot \Delta t}$	$V = \frac{3\,600q_S}{C_p \cdot \rho \cdot \Delta t} = 3\,000 \times \frac{q_S}{\Delta t}$
62	2 行目	$\cong 0.28 \cdot V \cdot \rho \cdot (h_3 - h_4)$	$\cong 0.28 \cdot V \cdot \rho \cdot (h_3 - h_4) \cong 0.33 \cdot V \cdot (h_3 - h_4)$
	3 行目	q_C ：冷却コイル容量〔W〕	q_C ：冷却コイル容量〔W〕， ρ ：空気の密度 ($\cong 1.2$)〔kg/m ³ 〕
	下から9行目	$q_h = 0.28 \cdot V \cdot \rho \cdot (h_4 - h_3)$	$q_h = 0.28 \cdot V \cdot \rho \cdot (h_4 - h_3) \cong 0.33 \cdot V \cdot (h_4 - h_3)$
	下から8行目	q_h ：加熱コイル容量〔W〕	q_h ：加熱コイル容量〔W〕， ρ ：空気の密度 ($\cong 1.2$)〔kg/m ³ 〕
	下から4行目	$L = \rho \cdot V \cdot (x_5 - x_4)$	$L = \rho \cdot V \cdot (x_5 - x_4) = 1.2$
	下から1行目	加熱コイル出口空気	設計用外気
77	下から7行目	注意が必要である．	注意が必要である（成績係数：機器のエネルギー効率）．
78	必ず覚えよう ③	蒸気暖房に比べて小さくなる．	蒸気暖房に比べて大きくなる．
86	2 行目	α ：有効開口率	α ：有効開口率（ドア 0.35）
89-93	問題①～⑩表 題	換気・排煙設備	換気
89	問題② 解説	<p>“80 cm 以内”を削除．“h (天井高)”を“H(天井高)”に．“$\frac{h}{2}$ 以下”を“$\frac{H}{2}$ 以下”に</p> 	
90	問題④(3)	風量によるものと――	風力によるものと――
97	13 行目	急速混和池およびフロック形成池の総称	急速混和池およびフロック形成池の総称 *色太字

100	7行目	終末処理場	終末処理場	*色太字
126	図5・20	<p>右図のように修正</p>  <p>図5・20 逃し通気管の取り方</p>	 <p>図5・20 逃し通気管の取り方</p>	
138	下から2行目	10 kg, 20 kg および 50 kg 容器	10 kg, 20 kg および 50 kg 容器	*色太字
	下から1行目	火気の2 m 以内	火気の2 m 以内	*色太字
153	表6・1	種類 静圧〔mmAq〕	種類 静圧〔Pa〕	
		シロッコファン 10～10 000	シロッコファン 100～1 000	
		リミットロードファン 20～1 500	リミットロードファン 500～2 000	
		ターボファン 20～2 500	ターボファン 1 250～3 000	
	プロペラファン 0～2 000	プロペラファン 0～600		
図6・7	圧力〔mmAq〕	圧力〔Pa〕		
157	問題②(3)	熱媒水の補給が必要である。	熱媒水の補給が不要である。	
160	マスター Point 下から2行目	・タンク内の照度は、100 lx 以下とする。タンク内照度率(タンク内照度をタンク外照度で除した数値)を0.1% 以下と定められている。	削除 ※上から1行目と内容が重複	
169	4行目	ダンパ類を天井内に設ける場合は、	ダンパ類を天井内に設ける場合は、	
	必ず覚えよう ⑦	トレーナは、	ストレーナは、	
170	マスター Point 下から2行目	マテリアルリサイクル(熱エネルギーを回収して利用するリサイクル方法)した屋外排水用の塩化ビニル管である。	マテリアルリサイクルした屋外排水用の塩化ビニル管である。	
173	マスター Point 下から4行目	風速も速くなる。	風速は低下する。	
176	表6・5 ファンコイル ユニット	形式・型番	形式・型番 *色太字	
181	下から11行目	後期の長さによって、	工期の長さによって、	
195	問題③(4)	作業Dよりも11日遅く着手することができる。	作業Dよりも1日遅く着手することができる。	
206	下から2行目	直ちに捕集し、	直ちに補修し、	

210	7行目	上がりこう配 (1/30 ~ 1/100)	上がりこう配 (1/50 ~ 1/100)																																																	
211	下から1行目	機密保持を考慮する.	気密保持を考慮する.																																																	
214	図7・29	<p>右図のように修正</p> <p>図7・29 つば付きスリーブ</p>	<p>図7・29 つば付きスリーブ</p>																																																	
215	下から11行目	100 m を超える場合は 30 m 以内の	100 mm を超える場合は 30 m 以内の																																																	
217	下から3行目	300 mm 以上	300 mm 以下																																																	
218	2行目	接合用フランジの間隔は, 1 820 mm,	接合用フランジの間隔は, 最大 1 820 mm,																																																	
	12行目	シール材	シール剤																																																	
221	下から7行目	パイプレンチ青には,	パイプレンチ跡には,																																																	
224	問題①(1)	昇降タラップ	昇降タラップ																																																	
229	問題⑫(1)	汚水槽	汚水槽																																																	
246	5行目	□振動の特定建設作業実施届出書は市町村長に提出する.	削除 ※1行目と内容が重複																																																	
250	下から5行目	シール材	シール剤																																																	
	下から2行目	振動をダクトに――	振動がダクトに――																																																	
263	13行目	書類は3年間保存しなければならない	書類は5年間保存しなければならない																																																	
267	下から9行目	[建築基準法施行令第2条第三号]	[建築基準法施行令第1条第三号]																																																	
268	下から2行目	[建築基準法第87・88条]	[建築基準法第6条・87条の4・88条]																																																	
268	表8・2	<p>右図のように修正</p> <table border="1"> <caption>表8・2 確認申請を要する建築物</caption> <thead> <tr> <th>適用区域</th> <th>用途・構造</th> <th>規模</th> <th>工事種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全国適用</td> <td>特殊建築物</td> <td>延べ面積 > 100 m²</td> <td rowspan="3">新築, 増築, 改築, 移転, 大規模な修繕, 模様替え, 用途変更 (用途変更して特殊建築物となる場合に限る)</td> </tr> <tr> <td>木造</td> <td>階数 ≥ 3 または延べ面積 > 500 m²</td> </tr> <tr> <td>木造以外</td> <td>階数 ≥ 2 または高さ > 13 m 延べ面積 > 200 m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建築設備: エレベータ, エスカレータなど</td> <td></td> <td>設置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工作物: 煙突 高さ > 6 m など</td> <td></td> <td>築造</td> </tr> <tr> <td colspan="4">都市計画区域および知事の指定する区域内の上記以外の建築物</td> </tr> <tr> <td colspan="4">建 築</td> </tr> </tbody> </table>	適用区域	用途・構造	規模	工事種別	全国適用	特殊建築物	延べ面積 > 100 m ²	新築, 増築, 改築, 移転, 大規模な修繕, 模様替え, 用途変更 (用途変更して特殊建築物となる場合に限る)	木造	階数 ≥ 3 または延べ面積 > 500 m ²	木造以外	階数 ≥ 2 または高さ > 13 m 延べ面積 > 200 m ²		建築設備: エレベータ, エスカレータなど		設置		工作物: 煙突 高さ > 6 m など		築造	都市計画区域および知事の指定する区域内の上記以外の建築物				建 築				<table border="1"> <caption>表8・2 確認申請を要する建築物</caption> <thead> <tr> <th>適用区域</th> <th>区分</th> <th>規模</th> <th>工事種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全国適用</td> <td>法第6条第一号・特殊建築物</td> <td>延べ面積が 200 m² を超えるもの</td> <td rowspan="2">新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え・用途変更 (用途変更して特殊建築物になる場合に限る)</td> </tr> <tr> <td>法第6条第二号・木造, 非木造</td> <td>・階数が2以上 ・延べ面積 200 m² を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域 準都市計画区域 準景観地区等</td> <td>法第6条第三号・木造, 非木造</td> <td>・平屋建て ・延べ面積 200 m² 以下のもの</td> <td>新築・増築・改築・移転</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">全国適用</td> <td colspan="2">法第6条第一号, 二号の建築物</td> <td>建築設備: エレベーター, エスカレーターを設ける場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高さ 6 m を超える煙突, 高さ 8 m を超える高架水槽等</td> <td>新築・増築・改築・移転</td> </tr> </tbody> </table>	適用区域	区分	規模	工事種別	全国適用	法第6条第一号・特殊建築物	延べ面積が 200 m ² を超えるもの	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え・用途変更 (用途変更して特殊建築物になる場合に限る)	法第6条第二号・木造, 非木造	・階数が2以上 ・延べ面積 200 m ² を超えるもの	都市計画区域 準都市計画区域 準景観地区等	法第6条第三号・木造, 非木造	・平屋建て ・延べ面積 200 m ² 以下のもの	新築・増築・改築・移転	全国適用	法第6条第一号, 二号の建築物		建築設備: エレベーター, エスカレーターを設ける場合	高さ 6 m を超える煙突, 高さ 8 m を超える高架水槽等		新築・増築・改築・移転
適用区域	用途・構造	規模	工事種別																																																	
全国適用	特殊建築物	延べ面積 > 100 m ²	新築, 増築, 改築, 移転, 大規模な修繕, 模様替え, 用途変更 (用途変更して特殊建築物となる場合に限る)																																																	
	木造	階数 ≥ 3 または延べ面積 > 500 m ²																																																		
	木造以外	階数 ≥ 2 または高さ > 13 m 延べ面積 > 200 m ²																																																		
	建築設備: エレベータ, エスカレータなど		設置																																																	
	工作物: 煙突 高さ > 6 m など		築造																																																	
都市計画区域および知事の指定する区域内の上記以外の建築物																																																				
建 築																																																				
適用区域	区分	規模	工事種別																																																	
全国適用	法第6条第一号・特殊建築物	延べ面積が 200 m ² を超えるもの	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え・用途変更 (用途変更して特殊建築物になる場合に限る)																																																	
	法第6条第二号・木造, 非木造	・階数が2以上 ・延べ面積 200 m ² を超えるもの																																																		
都市計画区域 準都市計画区域 準景観地区等	法第6条第三号・木造, 非木造	・平屋建て ・延べ面積 200 m ² 以下のもの	新築・増築・改築・移転																																																	
全国適用	法第6条第一号, 二号の建築物		建築設備: エレベーター, エスカレーターを設ける場合																																																	
	高さ 6 m を超える煙突, 高さ 8 m を超える高架水槽等		新築・増築・改築・移転																																																	
269	8行目	(建築基準法施行令第113条)	(建築基準法第26条・同施行令第113条)																																																	
270	下から3行目	[建築基準法施行令第22条の2]	[建築基準法第29条・同施行令第22条の2]																																																	

272	9 行目	② 給気口は、居室の天井の高さの 1/2 以下に設け、排気口は、天井または天井から下方 80 cm 以内の高さに設け、常時開放された構造とする。	② 給気口は、居室の天井の高さの 1/2 以下に設け、 常時開放された構造とする。排気口は、給気口より高い位置に設け、常時開放された構造とし、排気筒の立上りに直結する。 *太字は色太字に
	図 8・4	右図のように修正 	
273	4 行目	[建築基準法施行令第 129 条の 2 の 7]	[建築基準法施行令第 129 条の 2 の 6]
	6 行目	[建築基準法施行令第 126 条の 2]	[建築基準法施行令第 116 条の 2 第 2 項・第 126 条の 2]
	下から 2 行目	[建築基準法施行令第 26 条の 2]	[建築基準法施行令第 126 条の 2]
275	必ず覚えよう ②	通気管と兼用し、	通気管と兼用 せず 、
278	問題⑤ 解説 2 行目	建築基準法第 129 条の 2 の 5 第 3 項第四号	建築基準法第 129 条の 2 の 4 第 3 項第四号
	問題⑥(1)	おおむね 100 万分の 10 以下とする。	おおむね 100 万分の 6 以下とする。
	問題⑥ 解説 1 行目	[建築基準法施行令第 129 条の 2 の 6 第 3 項 (換気設備)]	[建築基準法施行令第 129 条の 2 の 5 第 3 項 (換気設備)] ※環境省の基準改定により令和 5 年度の建築基準法改正から一部数値が変更となっている。詳細は p. 8, 表 1・3 室内環境基準を参照のこと。
279	表 8・6 許可の範囲	許可を必要としない政令で定める軽微な建築工事	許可を必要としない政令で定める軽微な建築工事 [同施行令第 1 条の 2]
	12 行目	建設業の許可に関しては、表 8・7 に示すように、都道府県知事と国土交通大臣による許可と、特定建設業と一般建設業の許可に分かれている。	建設業の許可に関しては、都道府県知事と国土交通大臣による許可と、表 8・7 に示すように特定建設業と一般建設業の許可に分かれている。
	表 8・7 内容	元請業者となったときに 4,000 万円 (建築一式工事にあつては、6,000 万円) 以上	元請業者となったときに 5,000 万円 (建築一式工事にあつては、8,000 万円) 以上
281	8 行目	建築一式工事の場合は 7,000 万円以上で、その他の工事の場合は 3,500 万円以上	建築一式工事の場合は 9,000 万円以上で、その他の工事の場合は 4,500 万円以上
283	必ず覚えよう ④	(管工事では 4,000 万円以上)	(管工事では 5,000 万円以上)
	下から 4 行目	建設業法第 26 条の 3 第 2 項	建設業法第 26 条の 4 第 2 項
284	問題③(2)	請負代金の額が 3,500 万円未満の	請負代金の額が 4,500 万円未満の

285	問題④(4)	4,000 万円以上の下請契約を	5,000 万円以上の下請契約を
	問題⑤ 4 行目	4,000 万円以上となる下請契約を	5,000 万円以上となる下請契約を
	問題⑤ 解説	(4) 4,000 万円以上となる下請契約を	(4) 5,000 万円以上となる下請契約を
		また、4,000 万円以上を下請契約する場合は	また、5,000 万円以上を下請契約する場合は
マスターPoint	下請契約が 4,000 万円未満の場合は	下請契約が 5,000 万円未満の場合は	
291	10 行目	[法第 2 条第 1 項, 令第 1 条]	[法第 2 条第 1 項, 令第 1 条 (別表第一より抜粋)]
	下から 5 行目	[法第 2 条第 3 項, 令第 2 条]	[法第 2 条第 3 項, 令第 2 条 (別表第二)]
	下から 3 行目	政令で定めている (表 8・10).	政令で定めている (表 8・10). ※ただし、作業開始日に終わる場合を除く。
293	15 行目	[法第 5 条]	[法第 5 条・第 9 条]
294	下から 3 行目	(マニフェスト)	(マニフェスト) [法第 12 条の 3, 規則第 8 条の 26・28]
296	10 行目	※プラスチックは含まれない。	※プラスチックとアルミニウムは含まれない。
279	表 8・7 内 容	元請業者となったときに 4,500 万円 (建築一式工事にあっては、7,000 万円) 以上	元請業者となったときに 5,000 万円 (建築一式工事にあっては、8,000 万円) 以上
301	第二次検定編扉 下から 1 行目	追記	※令和 6 年度より、試験制度が変更になっている。 *色太字に
303	9 章扉 下から 6 行目	施工経験記述の丸写しについて 本書に掲載した施工経験記述の記述例を、実際の試験においてそのまま丸写しで記述すると、不合格になるおそれがあります。試験機関でのチェックはきびしくなっています。その際、当方では一切責任を持ちません。	※令和 6 年度の試験制度変更以降、施工経験記述は出題されていない。 *色太字に
366	1 行目	⊕経験記述用紙例 (この記述用紙は、令和 3 年度に採用されたもの) 経験記述は、次のような内容で出題されている (年度によって変更あり)。	※令和 6 年度の試験制度変更以降、施工経験記述は出題されていないが、念のため学習することをお勧めする。 *色太字に ⊕経験記述用紙例 (この記述用紙は、令和 3 年度に採用されたもの)
384	〈著者略歴〉 山田信亮	株式会社團紀彦建築設計事務所	前 株式会社團紀彦建築設計事務所
	〈著者略歴〉 今野祐二	専門学校東京テクニカルレッジ	専門学校東京テクニカルカレッジ